令和９年度岐阜県立揖斐特別支援学校高等部入学志願者募集要項

岐阜県立揖斐特別支援学校
〒５０１－１３１３
揖斐郡揖斐川町谷汲深坂２７６０番地
ＴＥＬ　（０５８５）５６－００５０
ＦＡＸ　（０５８５）５５－２０５５
Ｅ－ｍａｉｌ　c27333@gifu-net.ed.jp

１　募集する学科、学年及び入学定員

部	課　　程	学　　科	学　　年	入　学　定　員
高等部	全日制の課程	普通科	第１学年	おって、県教育委員会において決定する。

２　出願者の資格

出願者は、次の（１）及び（２）に該当する者であること。

（１）知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者

（２）次のいずれかーに該当する者

ア　中学校若しくは義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は令和９年３月卒業見込みの者

イ　中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和９年３月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という）

ウ　学校教育法施行規則第９５条各号のいずれかに該当する者

３　出願

（１）入学願書等の提出

ア　出願者は、当校所定の入学願書に必要事項を記入し、出願前６か月以内に撮影した上半身の写真（縦４㎝・横３㎝）を所定の欄に貼付し、その他当校の校長が定める書類を添えて、在学（出身）学校の校長に提出する。

なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあっては、募集要項５ページにある「８　県外からの出願」に定める承認書を入学願書に添付する。

イ　在学（出身）学校の校長は、県指定の調査書Ａ（別記第３号様式）又は調査書Ｂ（別記第４号様式）を選択して作成し、入学願書とともに出願の期間内に当校校長に提出する。ただし、令和２年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者は、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

ウ　各学校の校長は、出願者に対し、その他入学者選考上必要と認められる書類の提出を求めることができる。

（２）出願の期間

令和９年２月３日（水）から２月５日（金）までとする。受付時間は、毎日午前９時から午後４時までとする。

（３）出願場所

〒５０１－１３１３　　揖斐郡揖斐川町谷汲深坂２７６０番地
岐阜県立揖斐特別支援学校　相談室

（４）出願先学校の変更

ア　出願先学校を変更しようとする者は、１回に限り変更することができる。

イ　変更期間は、令和９年２月８日（月）の１日とし、受付時間は、午前９時から午後４時までとする。

ウ　出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

（ア）出願先学校を変更しようとする者は、在学（出身）学校の校長に申し出ること。

（イ）在学（出身）学校の校長は、出願取下願（別記第５号様式）を当校校長へ提出し、出願先学

校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を当校の校長に求めること。

（ウ）在学（出身）学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

4　検査等の実施

（1）検査等の期日

令和９年２月１０日（水）

（2）検査場

岐阜県立揖斐特別支援学校

（3）検査方法

検査種類	検査Ａ	検査Ｂ	検査Ｃ
検査内容	学力検査Ａ（国語、数学）面接	学力検査Ｂ（国語、数学）面接	行動検査・面接
出題範囲	概ね中学校３年生まで	概ね小学校低学年程度から小学校６年生まで	

なお、検査種類については教育相談を踏まえて出願時に決定する。

（4）日　程

9:00　～　9:20　受　付		
9:20　～　9:30　検査日程等説明		
検査Ａ	検査Ｂ	検査Ｃ
9:40 国　語（５０分） 10:30	9:40 国　語（２５分） 10:05 10:15 数　学（２５分） 10:40	9:40 行動検査・面接 （２５分）
10:45 数　学（５０分） 11:35	10:50 面接 （１０分ごと）	
11:50 面接 （１０分ごと）	面接が終了した受検生から、随時解散とする。	
12:00　全日程終了（予定）		

（5）検査当日の持ち物

受検票、筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、直定規）、上靴

※検査Ａの受検者：コンパスも持参すること

（6）留意点

保護者は、検査終了まで保護者控室にて待機する。

５　入学者の選考方法

校長は、提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

６　合格者の発表及び合格者説明会

令和９年２月１８日（木）午前９時に合格者の受検番号を玄関横バスヤードに掲示する。また、在学（出身）学校の校長に合否の結果を通知する。

合格者の発表当日、午前９時３０分から合格者説明会を実施するため、合格者は受検票を持参の上、保護者同伴で出席すること。

７　辞退の手続

入学を辞退する場合は、速やかに「入学辞退届」（別記第６号様式）を在学（出身）学校の校長に提出する。在学（出身）学校の校長は、入学辞退届を出願先学校の校長に提出すること。

８　県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が当校高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」（別記第１号様式）を当校の校長に提出し、その承認書（別記第２号様式）を入学願書に添えること。この場合にあって、出願期間以降の出願においては、検査等の実施方法及び期日について、教育委員会と協議の上、当校の校長が定める。

９　特別な事由による検査等

出願者のうち、検査等の期日に受検できなかった場合は、令和９年３月２６日（金）までに、検査を行うことができる。実施方法及び期日については、岐阜県教育委員会と協議の上、当校の校長が定める。

１０　入学者選考に係る情報の提供

（１） 調査書情報の提供

ア　請求ができる者は受検者とし、保護者等が立ち合うことができるものとする。
イ　請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
ウ　請求場所は、岐阜県立揖斐特別支援学校とする。
エ　請求できる期間は令和９年４月１日（木）から令和１０年３月３１日（金）とする。（土・日・祝日及び学校閉庁日は除く）。
オ　情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担する。

（２） 学力検査得点情報の提供

ア　請求ができる者は受検者とし、保護者等が立ち合うことができるものとする。
イ　請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
ウ　請求場所は、岐阜県立揖斐特別支援学校とする。
エ　請求ができる期間は、令和９年２月１９日（金）から令和９年３月１８日（木）とする。（土・日・祝日及び学校閉庁日は除く）。
オ　情報提供は、学力検査の教科別得点とし、閲覧のみで写しの交付は行わない。

１１　その他

（１）入学志願者は、事前に保護者と共に１１月中旬までに教育相談を必ず受けること。
（２）検査当日、欠席、遅刻するときは、すみやかに在学（出身）学校に連絡すること。また連絡を受けた在学（出身）学校は当校に午前８時２０分～８時３０分までに必ず電話連絡すること。
（３）入学願書は、１１月４日（水）以降、当校に問い合わせること。